令和5年度林業労働環境改善支援事業



林業現場における労働環境の改善や 事業の合理化に向けた取組みを支援します!



対象となる事業

■ 対象事業

労働環境の改善

・林業現場における福利厚生の充実に向けた取組み (例 休憩施設の導入、シャワー室の導入 など)



事業の合理化

- ・生産性の向上等に向けた取組み
- (例 スマート林業推進のための講習会受講、 経営改善や所得向上に向けたコンサルタントの導入 など)
- 対象者
 - 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に 基づく認定事業主
 - 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項に基づく意欲と能力のある林業経営者
- 補助率等
 - •補助率1/2、補助額上限:50万円/事業体
- 注意事項
 - <u>他の補助金、交付金、負担金、その他の支援を受けている、又は受ける見込みの場合は対象外となりますのでご注意ください</u>

申請の流れ

- 補助金交付申請書(規則別記様式第1号、様式第1号、様式第2号)の準備 ・ 県のホームページからダウンロードしてください https://www.pref.yamagata.jp/140023/shinrin/roudoukankyo.html
- 申請方法
 - •「申請書」と「積算根拠資料の写し」を、森林ノミクス推進課 まで郵送又は電子メールにより提出してください
- 提出期限
 - ・ 令和5年12月末日 (予算枠に達し次第、募集終了)
- 交付決定
 - 申請内容を審査のうえ決定し、お知らせします



問合せ・提出先

山形県庁森林ノミクス推進課 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 (代表メール) ymorimiku@pref.yamagata.jp 要領、様式等は こちら(県 HP)

